

会 議 録 (H P 公 開 用)

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：平成29年度 第7回（定例会）
2. 期 日：平成29年9月28日（木） 午前10時00分～午前11時30分
3. 会 議 場：庁議室

4. 会議に出欠した教育委員

職 名	氏 名	出席	欠席	備 考
教 育 長	比 嘉 秀 勝	○		
教育長職務代理者	奥間 千津子	○		
教 育 委 員	宮 里 啓	○		
教 育 委 員	眞 壁 節 子	○		

5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長 金城 睦和
教育指導課長 浦崎 直哉
社会教育課長 上地 康夫
中央公民館長 新垣 美佐
教育総務係長 我那覇 弥生

傍聴人 入室（公開）

教 育 長：ただいまから、平成29年度第7回定例教育委員会会議を開会します。はじめに、会議規則第6条に基づき非公開事項についてお諮りします。本日の協議題等について、報告第25号及び第26号は、会議規則第6条第1項第2号にあたる非公開事項に該当します。従って、当該2報告の審議については非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。それでは報告第25号及び第26号は非公開とします。また、公開とされた議事進行中に、新たに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合には、改めて非公開の発議をお願いします。続いて会議規則第15条に基づき、本日の会議の進行についてお諮りします。報告第25号及

び第26号の審議が非公開とされましたので、始めに教育長諸般の報告、次に議案第10号、報告第23号及び報告第24号、その他の事項の審議を行い、その後に非公開の報告第25号及び第26号の審議の順に進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。会議の進行について決定しましたので、これから会議をはじめます。

6. 教育長諸般の報告

教 育 長：まずは教育長諸般の報告を行います。お手元の報告書をご覧ください。（※資料参照）

9月21日に第44回中頭地区陸上競技大会が県総合運動公園の陸上競技場で開かれました。その中で、2年生の與那嶺諒君が、走り幅跳びで1位となりました。九州大会、全国大会に派遣された生徒で、記録は6m超でやはり実力を持っています。中学2年生ですが2年生は走り幅跳びが無いために、共通男子代表で県大会に出場します。城間美羽佳さんは共通女子800Mで3位、多嘉良玲菜さんは共通女子走り高跳びで3位、その他にも8位以内が10種目ほどございます。男子が総合13位、女子が16位、総合で15位という成績で、皆、全力で頑張っておりました。非常に良い雰囲気大会が盛会裏に終えられたようです。9月22日、嘉手納中学校収穫祭ということで、日頃気になる子ども達5名を中心に、学年で久得の圃場へ植えた野國いもを、大変な雨の中収穫しました。宮里委員も裸足になって参加されていましたが、泥の感触はどうだったでしょうか。大変な量の収穫で、来る土日の野國總管まつりでも焼き芋にして出してくださいとの町長からの激励もありました。この子達も懸命に活動して、自分たちが植えて収穫した物を、地域の方が焼き芋にしてくれて、食べていました。私も、福建省から持ち帰ったという、紅芋では無い黄色の野國いもを、丸ごと1個食べました。県から派遣されている、警察OBの首里さんを中心に、地域のご協力として創設備の當山さんと従業員、それから嘉手納中学校の職員、PTA、生徒指導と、お隣の比謝川の里理事長はじめ3名ほども激励にお見えになっていました。地域がどの子にも目をやり、心配りをして育てるという機会やはり貴重だと改めて感じました。非常に良い取組みでした。以上、諸般の報告といたします。委員から何かありませんか。

委 員：地区陸にPTAとして参加しました。総勢8名のお父さん方が参加して、子ども達の見守りをしました。他の中学校で特攻服を着てくる等の話がありま

したが、特段大きな問題はありませんでした。城間さんは昨年も800Mに出場していましたが、昨年は、1周目は1番、2周目は最下位でした。走り方を色々勉強して、今回は臨んだと思います。最後はすごく盛り上がるデッドヒートで、最後の3～4歩は気持ちの勝負だというくらいの走りで、本当に素晴らしく、とても感動しました。それから、雨の中の収穫祭でしたが、その後、とても良い傾向が出ています。夏休みから中学校前で挨拶に立っていますが、徐々に良くなってはいるけども、なかなか生徒から声が出ないという中で、1番気になる子が、収穫祭に参加して一緒に遊んだお陰だと思えますが、翌日後ろから「おはようございます。」と声を掛けてくれました。とても嬉しい瞬間でした。次年度もこういった活動が続いていけばと思います。以上です。

教 育 長：他にございませんか。

教育長職務代理者：中学校の良いニュースを聞きまして大変嬉しく思っております。私も毎週水曜日に中学校に行きますが、校長先生から良い報告がありました。夏休みの夜間補導が非常に少なくなり、たった2人だったとのこと。それから、不登校も本当に減ったようで、中頭教育事務所の校長会でもそういったお話があったと聞きました。教育長をはじめ、宮里委員からも聞いたように、地域の関わりで子ども達が健やかに育ちつつあるということに感動いたしました。城間さんの保護者からも、教育長がうんと指導してくれたおかげで入賞しましたという喜びの声もありました。

委 員：ハワイ短期留学の報告会を聞いてとても感じたことですが、7名みんな現地の方々の優しさに触れたという思いが大きいのと同時に、ホームステイ等で家族の方々とふれあいの中で文化や歴史に触れるということを感じている、自分達が住んでいる町のことを知らな過ぎるということを感じて帰ってきて、これから力を入れて学ばなければならないという言葉がとても印象に残っています。他の方々は自分たちの住んでいるところの紹介がすぐ出来る様子を見て、地域のことをよく知っておかないと、1歩出た時に恥ずかしい思いをするということを中学生がとても感じていて、それが大きい収穫になっていくのではないかと思います。逞しさを感じました。

教 育 長：御三方の感想の中に、中学校の夜間補導、不登校の激減ということがありましたが、指導課長、それに関して少し触れて頂けませんか。

教育指導課長：1番大きく変わったところは、ご指摘頂いたように、一昨日の地区校長会で所長から直々に嘉手納中学校の名前を出して頂いて、不登校が激減しているという話をしておりました。4月から校長先生を中心にリーダーシップを発揮して頂きまして、絶えずサポーターや生徒指導主任の先生方、学級担任が家に行って子ども達を連れて来て、まずは学校に、そこから教育を始めようと

ということでスタートして、まだ2名は不登校の状況ですが、しっかり学校の中に入れて、今本当に落ち着いて学習が来ているという状況でございますので、これからしっかりまた見守っていきたいと感じております。特に今は生徒指導体制がばっちり来ていますので、その辺の心配はないと思います。重ねて、やはり地域の方々の支援がこれだけ学校にあるのだということを、あらゆる場面で感じていますので、とても今良い状況だと感じています。

教 育 長：夜間補導に関してはいかがですか。何十回という数字から、2名ということで、数字はどうしても延べ人数になりますが、子ども達の変化の兆しがこのように具体的に見えてくるといのは、学校の取組み、地域の協力は非常に大きいものがありますね。今後とも、委員会でそれを支援しながら、特にサポーターの派遣等は行政の大きな仕事ですので、やっていきたいと思います。では、これを持ちまして、教育長諸般の報告を閉じたいと思います。

7. 協議題

①議案第10号

嘉手納町就学援助規則の一部改正について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

教育総務課長：今回の一部改正については、新入学用品費の入学前支給の実施と、新入学用品費の単価の引き上げを行う予定でございます。（※議案読み上げ）内容については教育総務係長よりご説明させていただきます。

教育総務係長：今回は改正の議案ではなく、要旨の説明となっております。（※資料読み上げ）

教 育 長：質疑あるいはご意見等ございませんか。今までは入学して4月になってからしか支給できなかったのですか。

教育総務係長：4月認定になるので実際の支給は6～7月頃でした。入学時には間に合わないもので、後払いの状態でした。

教 育 長：入学前に支給するとなると、3月までに払うということですか。

教育総務係長：2月頃には申請を受け付けて、3月上旬に認定、3月中旬に支給というスケジュールになってくると思います。

教 育 長：12月の補正に出すということは、それまでに人数も確定しないといけないということですか。

教育総務係長：12月補正は概算で要求することになります。

教育長職務代理者：県の交付金から事業費の3/4が交付されるということですが、金額にするといくらくらいになるのですか。

教育総務係長：今年度は約400万円交付決定を頂いていますが、改正で事業費が増える予定

なので、600万円くらいに増額する予定です。実際に使った額の3/4ではなく、平成27年度から増えた分の3/4なので、そんなに大きい額にはなりません。

教 育 長：他にございませんか。4月の入学時に大きな額の準備金が必要ですから、その前に支給あるいは補助するということで進めてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは議案第10号嘉手納町就学援助規則の一部改正について承認いたします。ぜひ困っているご家庭に、義務教育がスムーズに受けられるように、準備をさせて入学式を迎えさせて頂きたいと思います。

8. 報告事項

①報告第23号

嘉手納町いじめ防止基本方針の改訂について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

教育指導課長：平成25年度にいじめ防止対策推進法が制定されまして、国においてもいじめ防止に対する方針というものができました。その第12条の規定の中で、地方いじめ防止基本方針を策定するようになっておりまして、本町におきまして『嘉手納町いじめ防止基本方針』を定めております。平成27年度に策定し配布したところですが、その内容について、見直しと、一部改定していきたいということで今回提案させていただきます。次の報告第24号は、嘉手納町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてとなっておりますが、組織的に対応するためには、必要な組織を設置するために、条例で制定していくわけですが、それに伴う組織等の名称変更が中心になった内容の見直しとなります。
(※報告読み上げ) (※資料読み上げ) この方針につきましては、毎年見直しを行っていきたいと考えております。これは、実施要項のような性格として位置づけられておりますので、これから組織を立ち上げながら、色々なご意見を聞きながら、更に充実を図っていきたいと考えておりますことを今回ご報告させていただきます。以上でございます。

教 育 長：これまで、いじめ防止対策推進法で謳われている組織が、組織化されていないという状況がありましたので、今回、議会の審議を通してこのように整理してご報告となっております。質疑、ご意見等はございませんか。

教育長職務代理人：これは、整合性を図った文言になる訳ですよ。

教育指導課長：はい、条例との整合性です。

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは報告第23号嘉手納町いじめ防止基本方針の改訂について承認いたします。ちなみに、最近の3校からのいじめの報告はどうなっていますか。

教育指導課長：いじめの認知件数につきましては、学校差はありますが、1番気になるのは、解消率がなかなか上がってこないということがあります。認知件数はたくさん上げて欲しいのですが、解消率については、教育事務所からも指摘がありましたように、3か月以内に解消することを目標にして欲しいということがありましたが、それがなかなか上がっていない部分がありますので、その件につきまして、今後校長会、教頭会を通して指導助言をしていきたいと思っております。

教 育 長：いじめた子、いじめられた子、その保護者双方が歩み寄って、きちんと問題が無かったように白紙に戻して人間関係が回復できるような措置まで、今求められています。

教育指導課長：心理的に苦痛が無くなったという状況まで持ってきてくれということです。それが解消で、ゴールになります。

教 育 長：本町では青少年センターに臨床心理士、スクールカウンセラー、教育相談員等が構えていますし、県からも月に何回かスクールカウンセラーが派遣されてきますので、それをきちんと活用して解消していくという方法を取らないといけませんね。それについては委員会が助言しながらやっていきたいと思えます。

②報告第24号

嘉手納町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

教育指導課長：先ほど少し触れましたが、いじめ防止対策推進法が制定されて、嘉手納町いじめ防止基本方針が策定されてはいたのですが、それに必要な組織が設置されておらず、以前から求められていました。昨年、沖縄市で大きな事件がございまして、急速に設置が求められるようになりまして、その運びで今回条例の制定にこぎつけました。いじめ防止対策推進法というのは、学校が長年抱えていた最重要課題であるいじめについて特化された法律でございますので、いじめほどの子にもどの学校にも起こりうるという危機意識を持って対処する必要があるだろう、そのためにはやはり個人で抱えるのではなく、組織的な対応が求められているということでもありますので、『いじめ問題対策連絡協議会等』とありますが、3つの組織を今回設置したというところでございます。それに

ついて、今回ご報告させていただきます。（※報告読み上げ）

教 育 長：ご質疑やご意見、ご感想はございませんか。3つの組織を立ち上げなければいけなかったということで、去る定例議会で承認されまして、予算化され、これで体制が整いました。先ほどから指導課長が言うように、いじめはどの子にもどの学校にでも起こりうるということで、不登校や自殺等の重大事態の局面には、どの子もすぐ陥ってしまうという危機意識をきちんと持つておかないと、ついつい忘れた頃に重大事態が起こってしまいます。現場の学校長、教頭、生徒指導主任、学級担任等が子ども達を見るときは、変化に敏感に気付くような教員の資質が必要です。今までは、「いじめにはなっていないけど、このぐらいは大丈夫だ。」という見方があって、テレビの会見等を見ていたら、「いじめとは取っていないかった。」、「いじめは起こっていないと理解していた。」等の言葉で釈明していましたが、やはり精神的・肉体的に苦痛を覚えるようなことがあれば、これはもういじめ、犯罪だという、指導者、学校現場、ご家庭、親、地域の高い意識がやはり必要です。そうしないといつまでも無くなりません。私は、このいじめの構造というか考え方は、日本と外国では全然違うと思います。外国は、自分で切り開いていく、解決していくという中で、大変危険な行為まで起きてしまいます。日本は、いじめが起きていかないようにする、個人が個人を攻撃したり、一命を脅かしたり等を起こさないようにする等、国民の民度の高さがそこに現れていると思います。我々日本人・日本国民は、他の国の国民とは違う文化を持っていると感じます。ただ、いじめに関しては起こりますので、絶対に最悪の事態になるようなことのない対応、バックボーンとなる組織を立ち上げましたので、ぜひこれを根底にして今後もやっていきたいと感じます。

教育長職務代理者：本当に必要な3つの組織が発足して、大変良かったと思います。マスコミ等でいじめ問題等が拗れた様子を見ていて、本町にも必要だということを痛切に感じておりました。非常に良かったと思います。1つお聞きしたいのですが、対策審議会は、いじめが起こった時の対策になるわけですね。そして再調査委員会は、町長部局の方に行くわけですが、やはりいじめ防止に繋がるのは、この協議会ではないかと私は思います。ネットワークの構築や情報共有をしていく連絡協議会は、どういう風に招集していくのですか。

教育指導課長：連絡協議会については、年2回立ち上げようかと思っております。委員の皆さんは全て委嘱をして頂くわけですが、特に大きな仕事としましては、やはり先ほども申し上げましたように、いじめというのは社会総ぐるみで取り組むことが大事ですので、いじめ防止について町民の皆さん一人一人が理解して、学校に対して協力していくという素養を作っていくことが大事かと思っております。こういったネットワークを作っておきますと、何かあった時

にいろいろな助言を頂けるということがありますので、沖縄市でもありましたように、動画がネットに載せられて拡散されてしまうという、目に見えないネット被害がいじめに繋がってくる部分もあり、ということはいじめ広域化している部分もありますので、警察官やIT関係者の方々も必要であれば入れながら、今、こういう状況が起きている時にどういう対応が必要なのかということも、連絡協議会で話し合っ、アイデアを出してもらうことも大事でしょうし、ネット被害にならないためのネットモラルの研修会、正しいスマホの使いかた等も中学校でも既に行われています。どう周知していくかということも議会からありましたので、ポスターを作ったり、広報に載せたり、ホームページにアップしたり等、色々な手段を使って地域ぐるみでやっていくんだという気分を高めていきたいというのが大きな狙いだと思っています。それから、対策審議会については、対策的なところもありますが、防止という意味もありまして、町の作ったいじめ防止基本方針に基づいて、学校でも方針が作られています。それについて専門家に見て頂きながら、こういう体制で、こういう内容で取り組むことが本当に可能なのかということもお伺いしながら逐一修正していくということも、この審議会の中でやっていこうと思っております。学校の中にも校内体制の組織がございます。ここで出来なかった部分を審議会に上げてもらうということになりますので、その時の内容については、連絡協議会の中でも「こういった事例がありました。」ということで、共有していろいろなアイデアを出し合いながらどうしていくかということを考えていきたいと思っております。

委員：いじめというのは、いつ何時起きてもおかしくないような状況が日々、学校生活や放課後、携帯を使いながら等あると思いますが、やはり一番長くいるのが学校ですので、先生が子ども達一人一人の性格を知るとか、表情、健康状態をいつもキャッチしておかないといけないと思います。小さいことからどんどん膨らんでいくと思うので、子ども達一人一人の様子、変化に気づくという、気づきが一番大事じゃないかと、ニュース等を見ていると思います。日頃から苦しんでいたけども親身に聞いてくれる人がいなかったということもあって、それが膨らまないためには、日頃から授業が始まる前に子ども達がいつもと違う状況の時には、先生1人で胸に秘めるのではなく、他の先生に相談したり、子ども達に状況を聞いたりして、小さい時に関わりをうんと持っておくというのが一番大切じゃないかと思います。遊んでいる様子を見ると、「友達が輪の中に入れてくれない。」という些細な話もありますが、その後話を聞いていると、靴を傷つけられたとか、何かを隠されたとか、履物の中に画鋸が入っていたという話が出てきたりします。子どもは気になるので親に話しますが、いつものことだと話を流されてしまうと、その子は言

わなくなって、後は登校拒否を起こしたり、自分は誰にも聞いてもらえないという状況になりかねないので、そうならないためにはどうしたらいいかと思うと、やはりいつも関わっている先生の子ども達への気づきがとても大事だと痛感します。

教育指導課長：おっしゃる通りで、学校現場が1番悩むところですが、学級担任がどれだけアンテナを張って、そういった子に気付けるかというのは1番大事な視点でございます。いじめの定義というのは、実はもう3回変わっています。先生方が、なかなかこれがいじめとして認知できなかった部分がありまして、今回は、ある程度一定の人間関係があるということ、それから、心理的・物理的な攻撃があったこと、そして、1番最後にやはり、心理的に苦痛を感じていることが、いじめの定義の中の3条件となっております。この最後の部分をしっかり見逃さず捉えるということが、学級担任に求められています。ここに少し差があって、なかなかできてないことがあります。学校におきましては、校長先生方が校長講話の中で、いじめはまずこういうことがだめだということをお話しながら、学年・学級でも話します。それから、やはり相談しやすい環境というのが1番大事だと思いますので、学級担任が1番ですが、相談できなければやはり養護教諭の先生とか、投書箱を置いて、「今、困っています。」という子どもの声を拾えるようなシステムを今度は作っていかないといけないと思いますので、ありとあらゆるアンテナを張り巡らせて、子ども達の声を取り上げていくことをやっていかないといけないので、そのためにいじめの認知件数というのは多分上がると思います。上がるのは別に悪いことではなく、1番大切なのは先ほども言いました解消率です。この子が安心して学校に通える状態になっているのか、安心して学校生活を送ることができるかということが、今後の課題になると思いますので、1番大事なのは学級経営だと思います。先生方と子どもとの信頼関係に基づいた学級生活が作れたら、そういったことはなかなか起こらないかと思うので、まずは未然防止に力を入れていきたいと思っています。以上です。

教 育 長：中学生のお子さんがある宮里委員いかがですか。

委 員：『解消力』というのがキーワードだと思います。学校現場だけでなく、本人にとっても、社会で生きていくと、いじめとかいじめじゃないということ以外にも、心に引っ掛かるとか、生きていく上でままならないことはいっぱいあります。そんな中で娘のことを考えると、いろんなことをする中で、先日も地区陸のキャプテンをしていましたが、選手団に嫌なことも言わないといけないうし、本人は親しい仲間にも告げないといけないうことが沢山出てくるわけですね。後輩が悪さをすると、キャプテンが叱られる。なぜなら、中間管理職だからです。そうすると、私は、彼女の中の解消した回数が増えてきたか

ら、それに対する対応力・耐性がついたと思っています。私が、これは先生がやるべきじゃないかと思って「つらくなかったか。」と聞いたら、「でもキャプテンだからやらないといけない。」、「大変だろ。」と聞いたら「でもわかってるし。」という言い方をしたので、辛いとか苦しい、難儀ということはいじめとは言いませんが、それに近い挨拶をしない、無視されるということが一時的にあったとしても、そこに耐えうる力がついたと親としてホッとしました。ですから、無意識でやったやられたというのはいっぱいありますし、件数が上がってきて然りと思いますが、その中で免疫力や耐性をつけながら成長していかないといけないのかな、大げがしなければ傷ついた方がいいなと私は思います。一方で、最近気になるのが、嘉手納の子について地区陸上競技大会で感じたことですが、800Mで3位になって、私は後ろで立っていたのに興奮して下に降りて行って、我がことのようにガッツポーズして、保護者8名でハイタッチして喜んでいるのにも関わらず、メインである中学生は、暑かったですし、後半でしたが、そこに盛り上がりがありませんでした。その時、私達はバックグラウンドにいましたが、メインスタンドでは他校の応援合戦がすごく、それが見えていて、何人の子達が気づいているのかと悲しくなりました。嘉手納中学校、あるいは嘉手納町かもしれませんが、他者にあまり関心がない気がします。自分の知り合いとは打ち解けあう、2人だけの関係は良いんだけど、広がっていった関わり、例えば、学級だとか学年だとか、部活の一部だとか部活全体だとかということが学校にまで広がっていない、そこが無関心だったりとか、相手を傷つけていると感じきれないのかと思います。先生方が感じると同時に、子ども達が自分で相手を傷つけたとか傷ついたとか、友達が傷つけられたということを感じる力、解消力は絶対あるべきだと思います。何も無く嘉手納中学校を卒業して社会に出て、耐性を持っていなかったらもっと怖いです。だからいっぱいあって、ただしその代わり、それを周りがフォローする力というか、気付いてサポートする力が地域力かなと思います。ご苦労さん会で中学生の話をした時に、これはもしかしたら中学生の問題じゃなくて嘉手納町の問題じゃないかとなり、今まで1人だった朝のあいさつ運動が、女子ソフトボール部の保護者が1人来て2人来てと増え、来週からは各父母会が来ることになっています。声を掛けたところで、1~2人かもしれませんが、嘉手納の良さでもあるかもしれませんが、団結力の緩さというか、これがもしかすると、子ども達のいじめの無関心だとかで、逆にこれで救われることもあるかもしれませんが、気になりました。以上です。

教 育 長：自殺したり不登校になったりするの、ほとんど中学校までなのですよね。高等学校に行ったらあまり聞かないですね。

教育長職務代理者：中学生が多いですね。

教 育 長：高校生の保護者はいますか。いじめとかそういう話を聞きますか。

教育総務課長：高校の場合は、あまりいじめという話は出てこないかと思います。ただ、メールやライン等、ネットでみんな繋がっているのも、良い情報も悪い情報もすぐ入ってきます。それを使っていじめをしたりとかは、あまり聞いたことはないのも、大丈夫なのかなと思います。

教育長職務代理者：やはり子ども達をいかに育てるかというのは、教育に関わっていると思うのですが、小学校でも中学校でも、違いを認めるというのが1番大事じゃないかと思っています。違いを認め合って、自分で考えた後に自己決定をしっかりと与えるという教育を低学年のうちからしていけば、違いをしっかりと認めていく人間になったら、他の子に対して嫌なことはしないのではないかと思います。先ほど指導課長もおっしゃったように、学級経営がとても大事で、そういう雰囲気を作る学級・学校が本当に大事じゃないかと思っています。それによって、校外へ出てもどこに行ってもそういったことが出てくるんじゃないかと思っています。子ども達が自分の言いたいことをしっかりと言う、違いを認め合う、そういったものを大事にした教育を推し進めていきたいといつも思います。そのためにはやはり、子どもが自主性を育むように生徒会活動や児童会活動、特別活動の分野等を大事にしたいと思っています。宜野湾中学校は生徒会活動が非常に盛んです。そういった中で育った子ども達はやはり、みんな自己肯定感が高いのではないかと思います。自主性を育むような教育活動を、学年が終えていく中で大事にしていきたいと思っています。それがいじめに関係してくるのではないかと思います。

教 育 長：社会教育課長、中央公民館長は何かありませんか。

社会教育課長：先ほど宮里委員からもありましたように、日頃挨拶ができない、していなかった子が挨拶をしてきたというのは、信頼関係、近くなってきたということかと思っています。あっちから来なければこっちからいくということで、私も家では、学校で何か変わったことがあれば本人から言ってくることもあります。無い時もありますので、そういう時にはこちらから「何か変わったことあったか。」と声掛けをしているつもりです。それで色々引き出しながら、私も小学生、高校生、大学生がいるものですから、各年代の色々な話題があって、小学生は自分から話してきますが、高校・大学となると全然話してこないものから、それはこちらからテレビの話題等も含めて問いかけたり、こちらから声掛けするという形で場を持っているつもりです。信頼関係が大事かなと思い、それが難しいことではありますが、信頼関係があれば受け答えするかと思っています。

中央公民館長：私は甥・姪をみている中で、表情や言葉等、日常の子どもを見守る学校の先

生や、周りの大人の目というのがとても大事だと思っています。

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、報告第24号嘉手納町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について承認いたします。

傍聴人 退室（非公開）

③報告第25号

平成29年度教育サポーター嘱託員の雇用について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは報告第25号平成29年度教育サポーター嘱託員の雇用について承認いたします。

④報告第26号

嘉手納町教育支援委員会委員の委嘱について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは報告第26号嘉手納町教育支援委員会委員の委嘱について承認いたします。その他事項はございませんか。無いようですので、それでは、これで第7回定例教育委員会会議を閉会したいと思います。お疲れ様でした。

9. 会議録の署名人

教 育 長 比嘉香勝 印

教育長職務代理者 奥間千津子 印